

1 和光市の概況

1) 位置・地勢

- ・ 埼玉県最南端東部に位置し、東京都心から北西に約19kmの場所に位置しています。
- ・ 東西約2.5km、南北約4.9km、面積11.04km²
- ・ 東は東京都板橋区、南は東京都練馬区、西は朝霞市、北は戸田市に隣接しています。



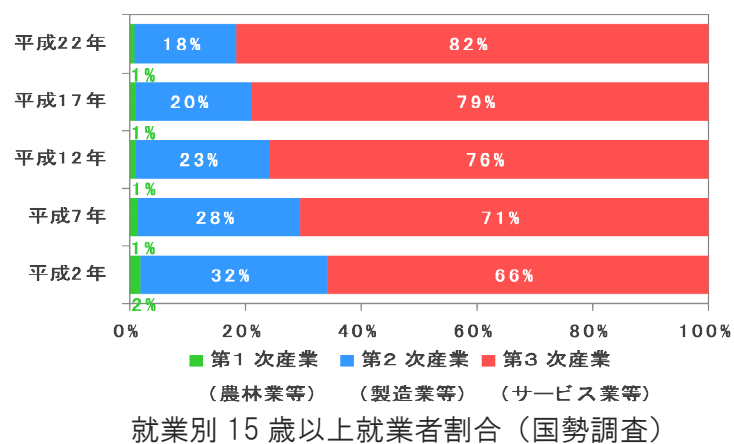
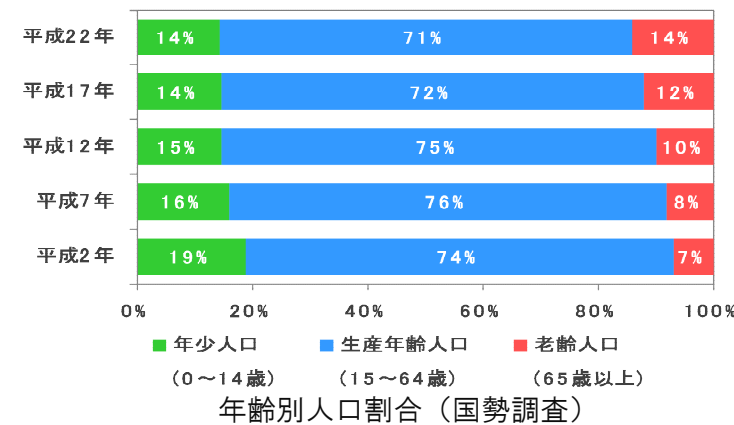
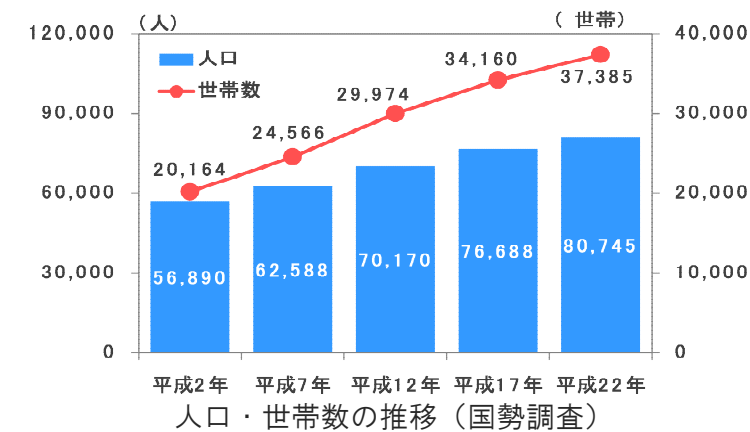
2) 沿革

- ・ 昭和9年に東武東上線新倉駅（現和光市駅）が開設し、戦後に米軍のキャンプ朝霞が置かれ、基地のまちとして発展（基地返還後、国の機関が立地）。
- ・ 本田技研工場の進出を機に工場誘致・市街化進展
- ・ 東京オリンピック開催に伴う周辺道路整備や西大和団地の完成により都市化が一挙に進展。
- ・ 東京メトロ副都心線の開通、東京外かく環状道路と併せ、首都圏有数の交通の要衝。
- ・ 和光市駅南口周辺の土地区画整理の進展により、都内へ通勤・通学する市民が増加し、都市近郊の住宅都市として順調に発展。



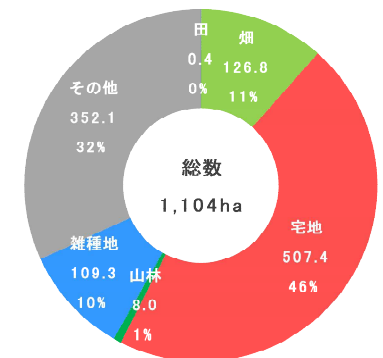
3) 人口・世帯

- ・ 人口と世帯数はともに増加を続けています。全国の人口は横ばい、埼玉県では緩やかに増加。
- ・ 生産年齢人口割合が年少人口・高齢人口割合に比べて高く（71.6%）、平均年齢39.6歳とともに、県内第1位となっています。高齢化は低いですが確実に増加しています。
- ・ 第2次産業人口の減少と第3次産業人口の増加が顕著です。第1次産業人口はほとんどいません。第3次産業は、全国平均（73%）と比較すると、10%程度多くなっています。

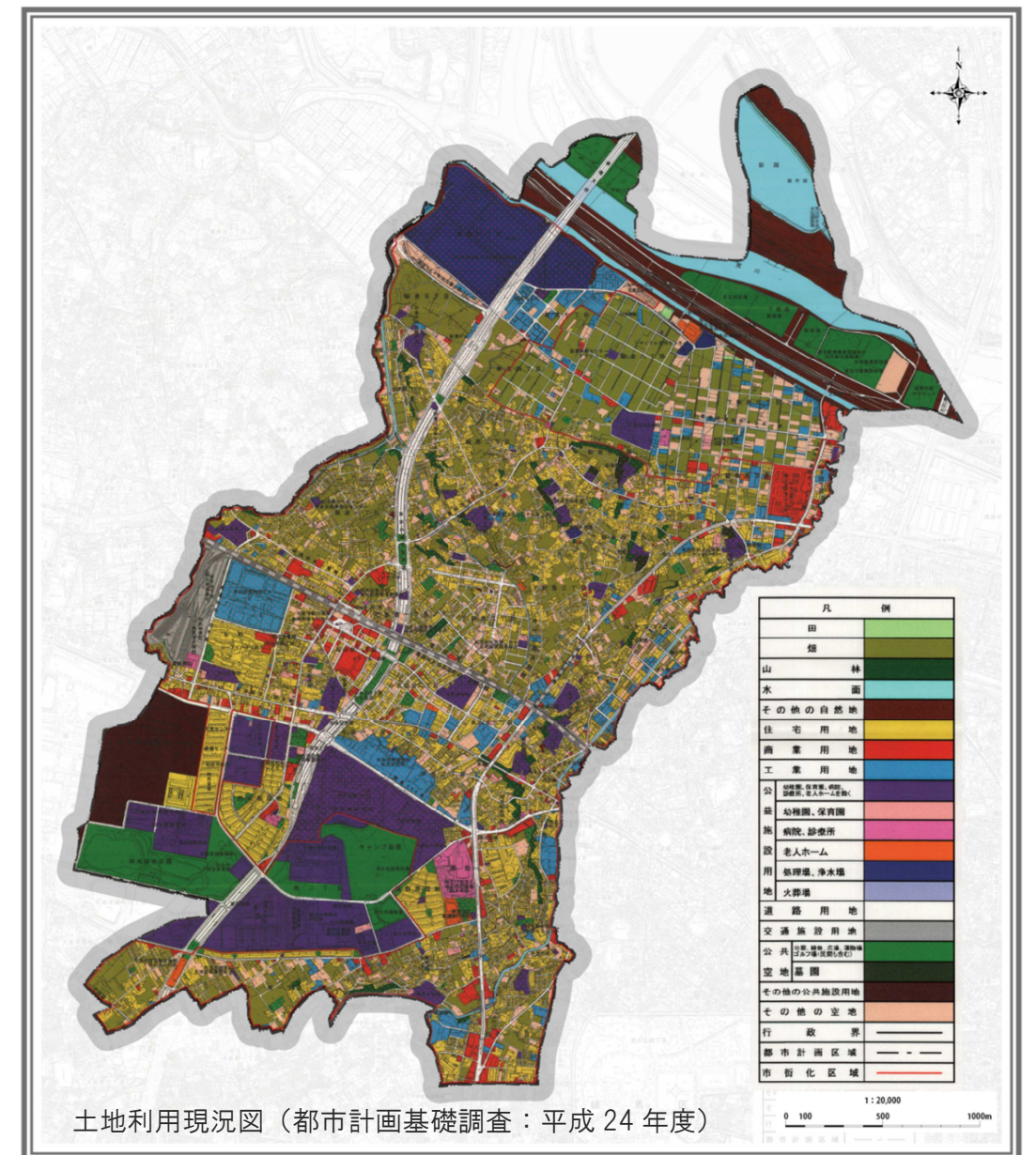


4) 土地利用現況

- ・ 宅地が和光市駅周辺を中心に分布しており、市の約半数を占めています。
- ・ 次いで畑が約1割を占めています。畑は東武東上線北側の地区や市街化調整区域等に多く見られます。
- ・ 朝霞市（H22）と比較すると、宅地は和光市46%、朝霞市38%、田畑は和光市11%、朝霞市14%となっています。
- ・ 埼玉県（H24）との比較では、宅地は20%、農地は21%で、県内の宅地率は、相対的に高くなっていることが伺えます。



平成24年度 地目別土地面積（課税課）



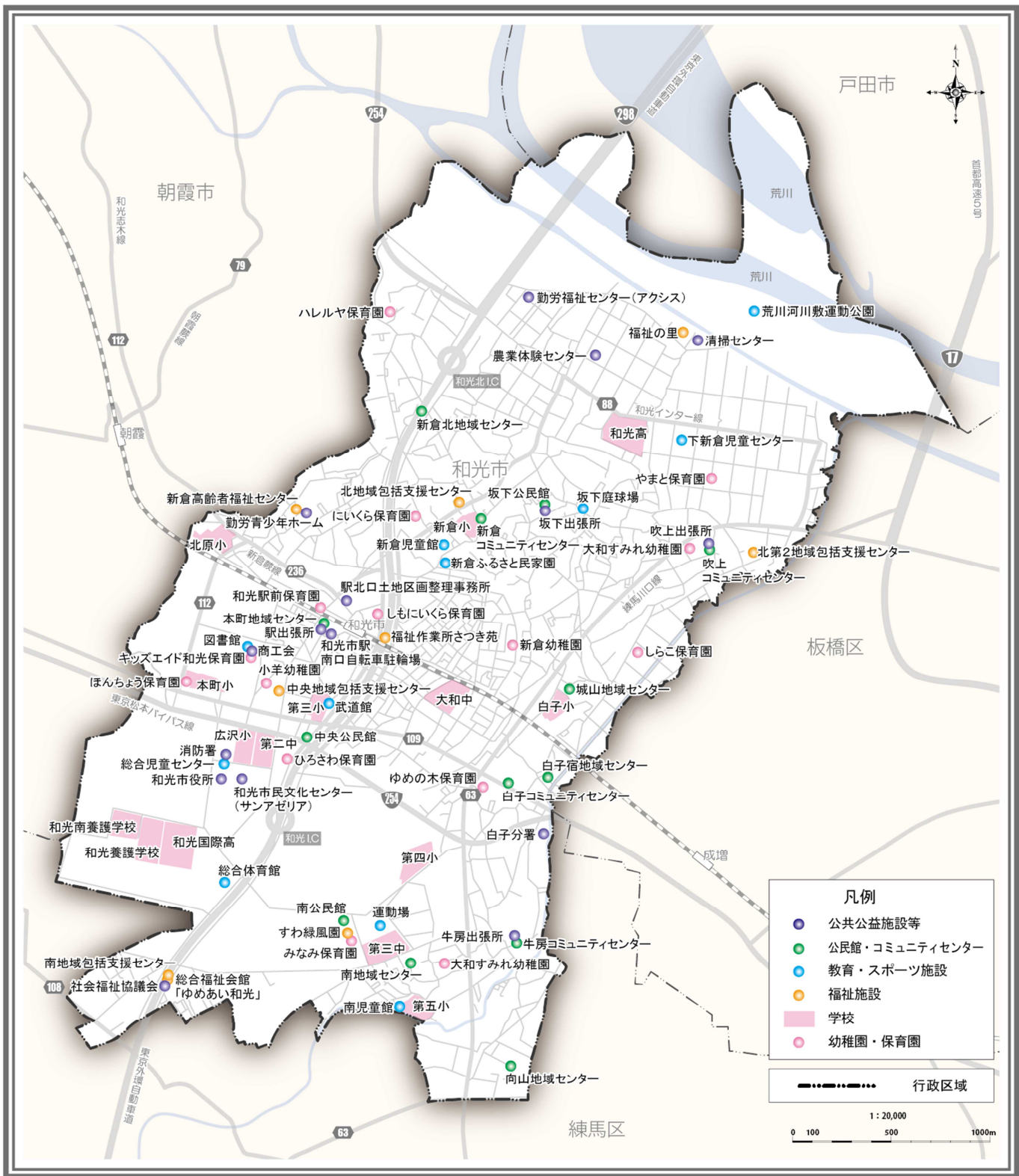
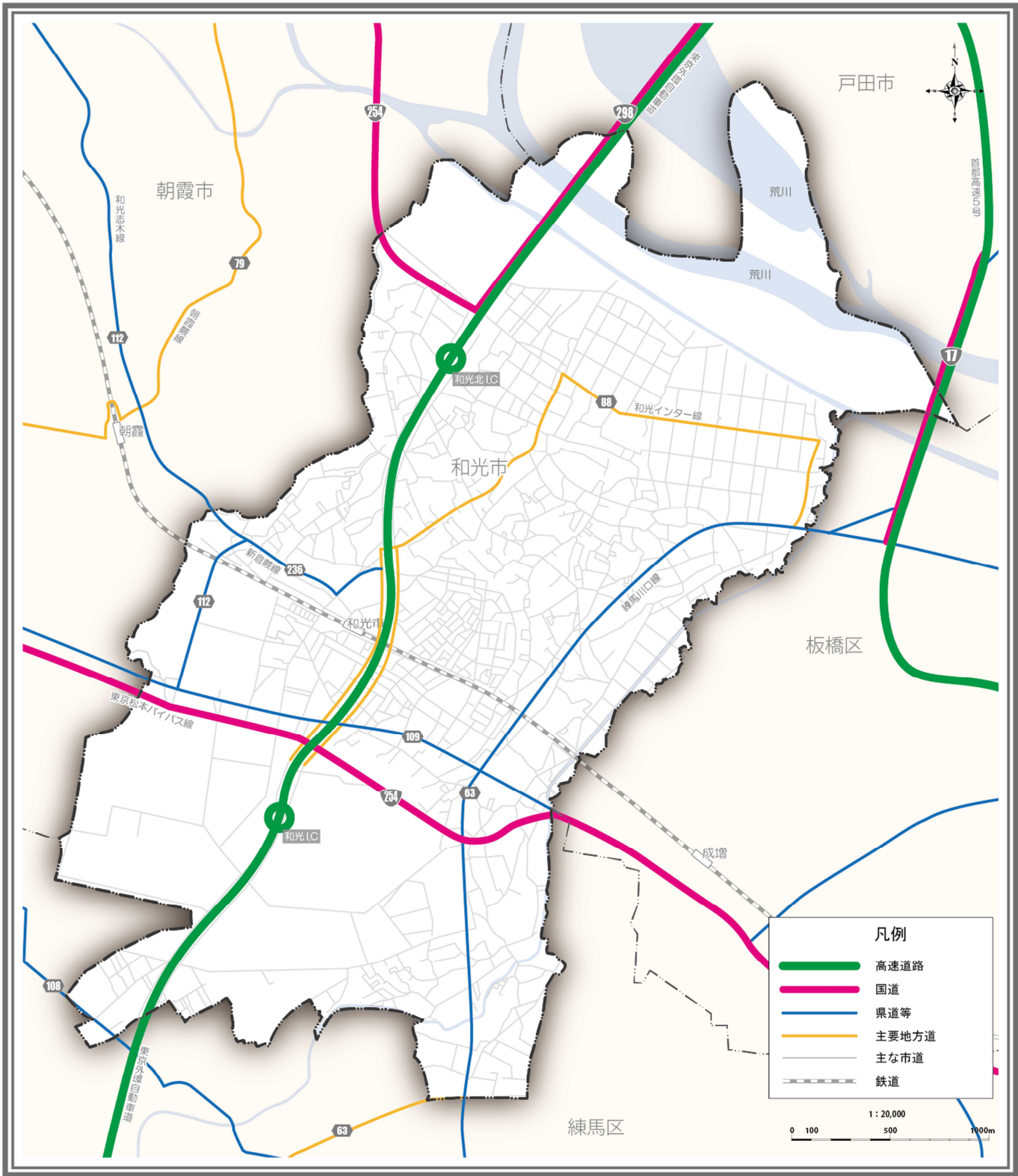
土地利用現況図（都市計画基礎調査：平成24年度）

5) 鉄道および道路網

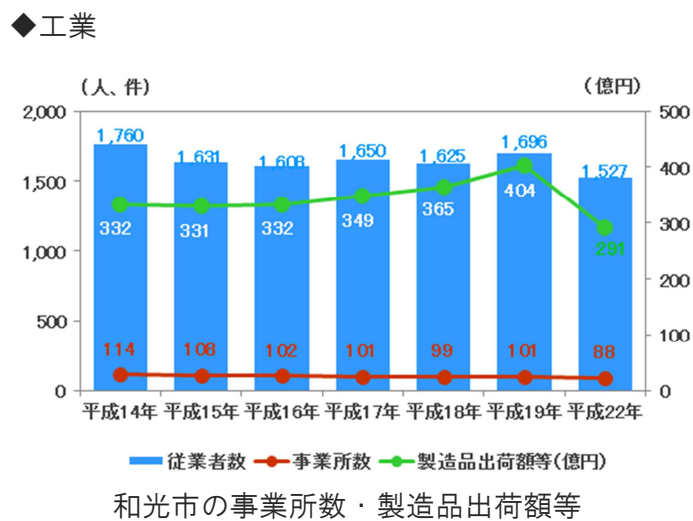
- ・首都圏を連絡する高速道路として東京外環自動車道および首都高速5号線、本市と周辺市を結ぶ主要幹線道路として国道298号、国道254号、国道254号バイパス、国道17号、その他、市内の骨格的な道路として県道東京松本バイパス線、県道練馬川口線、県道新倉蔵線などがあります。
- ・平成25年3月、東京メトロ副都心線と東急東横線の相互直通運転が行われ、本市の利便性は更に高まっています。

6) 主要施設

- ・本市の主な公共・公益施設は以下の通りです（保育クラブ除く）。本市では、年々児童生徒数が増加しており、更に、今後も、児童生徒数の増加が見込まれています。学校の配置をみると、市の南側には中学校3校と小学校5校が配置されていますが、北側には小学校3校となっています。



- ・平成 22 年の農家数は 130 戸、農家人口は 593 人、平成 17 年から約 2/3 へと大きく減少しています。
- ・平成 22 年の工業系事業所数は 88、従業者数は 1,527 人となっている。製造品出荷額等は、平成 18 年から 22 年にかけて減少しています。
- ・平成 19 年の商店数は 335、商品販売額は、卸売は横ばい、小売は減少傾向を示しています。



・平成 24 年度末の都市計画区域面積は 1,104ha（市域の 100%）、うち市街化区域面積が 66%、市街化調整区域は 34%となっています。

- ・用途地域
- ・和光都市計画区域には住居系用途地域を中心に以下の 9 種の用途地域が指定されています(H25.6)。
- ・昭和 42 年 9 月指定以降、9 度の変更が行われています。

	住居系				商業系		工業系			合計
	第一種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商 業地域	商業地 域	準工業 地域	工業地 域	工業専 用地域	
面積 (ha)	268.4	206.1	8.9	56.7	5.3	14.6	98.2	60.9	13.8	732.9
構成比 (%)	36.6	28.1	1.2	7.7	0.7	2.0	13.4	8.3	1.9	100

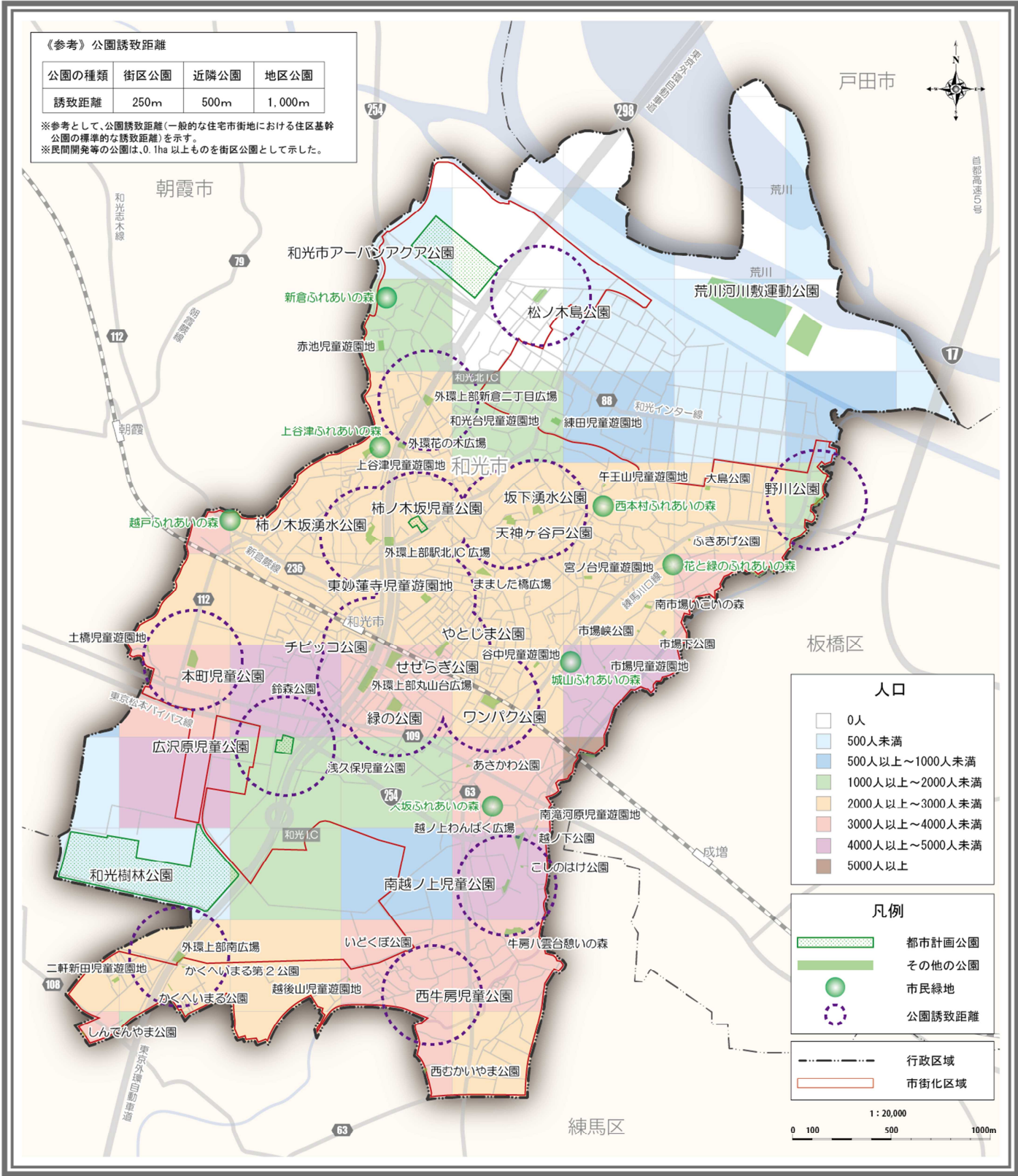
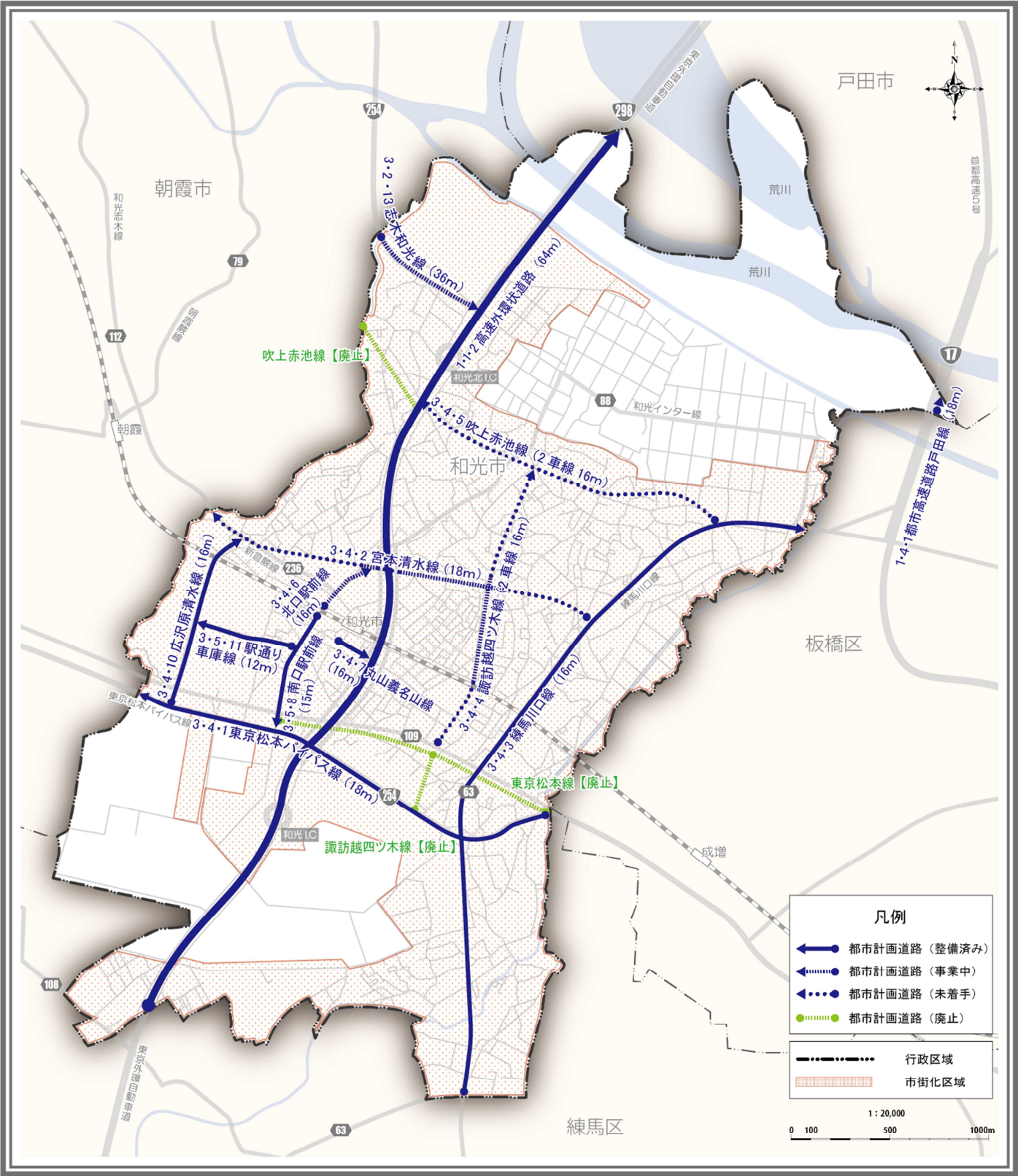
[illegible]

9) 都市計画道路

- ・本市には14路線の都市計画道路が決定され、総延長約21,120m、完成延長約14,790m、整備率70.0%となっています。
- ・平成16年「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン（平成16年策定・埼玉県）」に基づき、見直し作業を進め、「見直し候補路線」を対象に、将来道路網の需要予測などを踏まえ、「見直し路線」を選定しました。その結果、下記3路線の廃止について、平成21年3月6日、都市計画の変更を行いました。

10) 都市公園・緑地

- ・本市には、県営和光樹林公園をはじめ、5か所の都市計画公園あり、（仮称）和光市アーバンアクア公園（下水処理場上部）は、開設にむけて整備が進んでいます。この他、都市公園法に位置づけられた公園が9公園、その他の公園が37公園（うち市有地23、借地14）あります。
- ・市民にとって身近な公園である街区公園※に、民間開発等の公園のうち0.1ha以上の公園を含めた15公園について「公園のサービス水準を示す誘致距離（下記、点線の円）」を示しています。
- ・また、本市には7か所の市民緑地（ふれあいの森）があり、湧水・緑地の保全・育成等に努めています。



※街区公園：もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

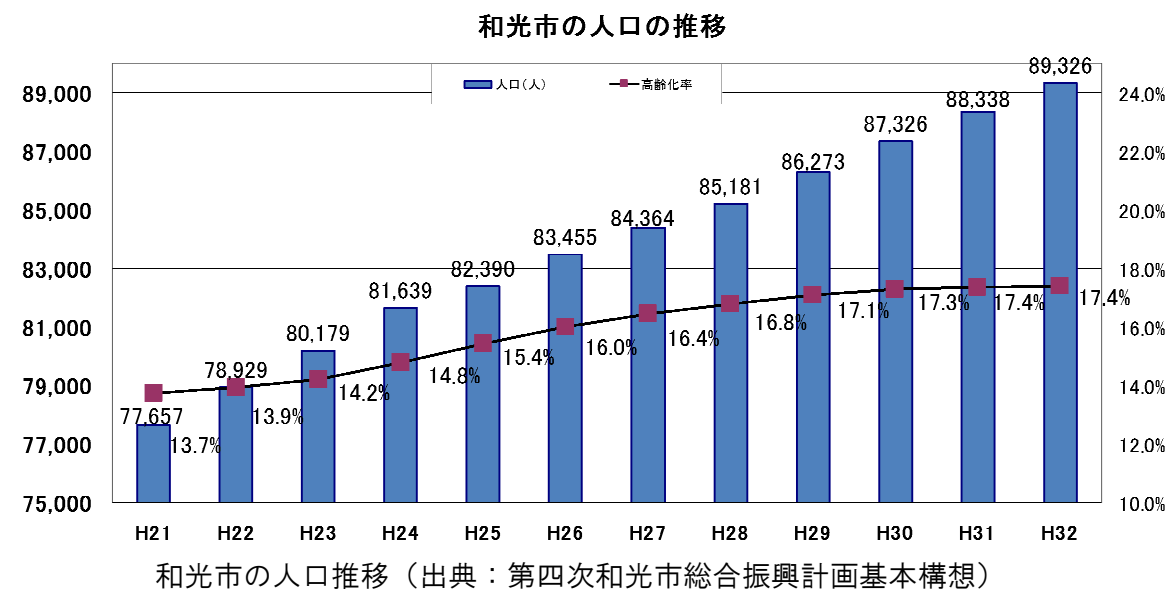
2 社会経済情勢の変化と市の状況

● 財政面の制約による公共投資の環境変化

- 経済を取り巻く社会環境として、我が国経済は、バブル経済崩壊以降の20年間、低成長の時代が続いています。
- 本市は、これまで地方交付税の不交付団体であるなど、十分な財政を背景にした行政サービスを展開してきました。しかしながら、経済情勢の悪化に伴う市税の減収など本市の財政状況は厳しくなっています。
- 今後は財政状況を十分に踏まえ、公共投資のあり方（新規整備と維持管理のバランス、重点化等）や住民と行政とのパートナーシップのあり方等を具体化することが求められます。

● 少子高齢化の進展

- 我が国の総人口は2004年をピークに減少に転じており、2020年代後半には全ての都道府県で人口が減少すると予測されています。さらに、65歳以上の高齢者の割合は2005年には約20%であるが、2025年には約30%を超えると予測されており、全国的に高齢化が進展します。
- 本市の人口は今後も増加をつづけ、若年層が多いことやその若年層の流動が著しいことが特徴となっています。しかしながら、今後は、緩やかに高齢化が進むものと予測され、これに対する準備が必要です。また、若年層やファミリー層が住み続けたいと思う環境を一層整えることも必要です。

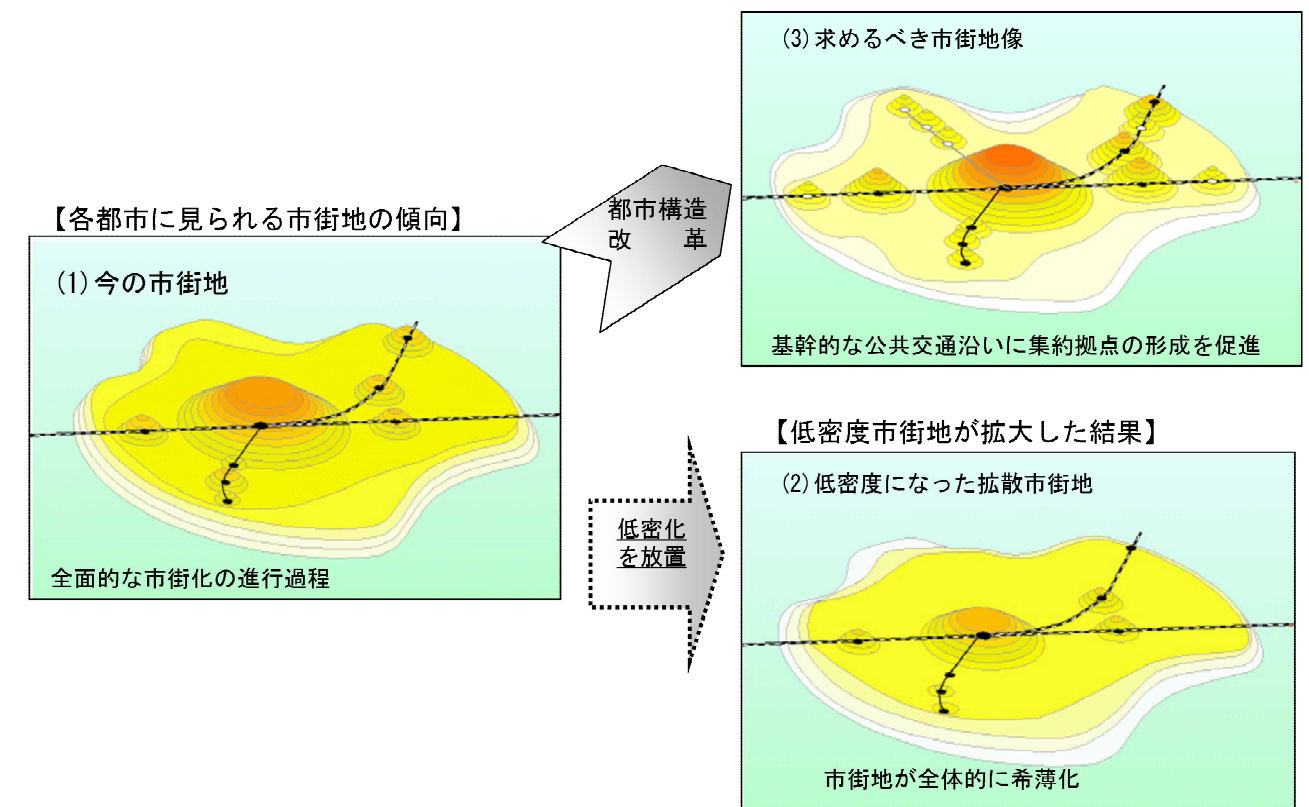


● 美しい景観づくりへのニーズ拡大

- 近年、美しい街並みや良好な景観に対する人々の意識が高まっており、平成16年の景観法の制定以降、各地域で都市景観の向上に関する様々な取り組みが行われています。
- 本市は、平成22年に景観法にもとづく「景観行政団体」に移行するとともに、良好な景観の誘導を図るため、同法に基づく「和光市景観計画」を策定し、この景観計画の運用等に関する事項を定める「和光市景観条例」を制定しました。

● まちづくりの方向性

- 集約型都市構造の実現を目指して、平成18年に「まちづくり三法」の見直し（都市計画法、中心市街地活性化法、大店立地法の改正）が行われました。
- 平成21年の社会資本整備審議会「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会」における報告では、「豊かで活力ある持続可能な都市」を将来次世代に引き継ぐために、「ビジョン実現型」の都市政策への転換や、多くの都市が目指すべき基本的方向は「エコ・コンパクトシティ」であり、人口減少や財政成約等に対応するためには、「集約的都市構造」をもつコンパクトシティを目指すべきである、とされています。
- 本市では、無秩序な市街化を防止するために平成18年に「和光市まちづくり条例」を制定し、一定規模以上の開発行為について道路や排水設備などの必要な公共施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準の確保を進めています。



（出典）「集約型都市構造の実現に向けて」
都市交通施策と市街地整備施策の戦略的展開／国土交通省

● 防災・減災意識の高まり

- 近年の局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）の多発や、大規模地震の発生等により防災・減災対策の重要性が再認識されています。
- 本市は、地域によっては、救急車両の進入が困難な狭隘道路や歩道が確保されていない道路があるなど、災害時の安全性が確保されていない箇所があるため今後も災害に強いまちづくりに努める必要があります。

3 上位関連計画

●埼玉県5か年計画（平成24年6月策定）

・埼玉県が概ね5年ごとに目指すべき姿と県政の基本的な方向性を示したものです。

＜埼玉県が目指す将来の姿＞「安心・成長・自立自尊の埼玉へ」の実現に向けた3つの視点

【安心を実感する埼玉】

安心して子どもを産み育てられ、また、高齢者が地域で見守られながら安心して暮らせる社会

【チャンスあふれる埼玉】

未来を見据え活力ある社会、地域社会が活性化し、夢を実現する機会にあふれた社会

【生活を楽しむ埼玉】

みどりの空間が広がり、豊かな自然環境が保たれる社会、地域の歴史や景観の力をより高め、広く親しまれていく社会

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成21年11月策定）

・埼玉県が和光都市計画区域の土地利用の仕方、公共設備の整備などについて

将来の見通しや目標を明らかにして都市計画の方針を示したものです。

将来都市像【心とみ、光輝くまち ホームタウン 和光】

＜土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針＞

商業業務地 駅北側の市街地整備（和光市駅周辺地区）、歴史的背景を活かした生活の拠点形成（白子二丁目地区）。

工業地 周辺環境に配慮した生産拠点（松ノ木島周辺地区）、新産業や物流機能等の集積地（和光北インター周辺地区）、景観に配慮した工業地（本町周辺地区）、街道沿線の業務地形成（中央一丁目・二丁目周辺地区）

住宅地 生活環境の整備推進を図り自然と調和した住宅地の形成（新倉、下新倉周辺地区）、地区の特性に配慮した良好な住宅地の形成（中央土地区画整理事業施行地区）など

＜主要な施設の整備の方針＞

道路 都市間を結ぶ路線の整備

都市計画道路3・2・13号志木和光線

地区内を結ぶ路線の整備

都市計画道路3・4・2号宮本清水線

都市計画道路3・4・4号諏訪越四ツ木線

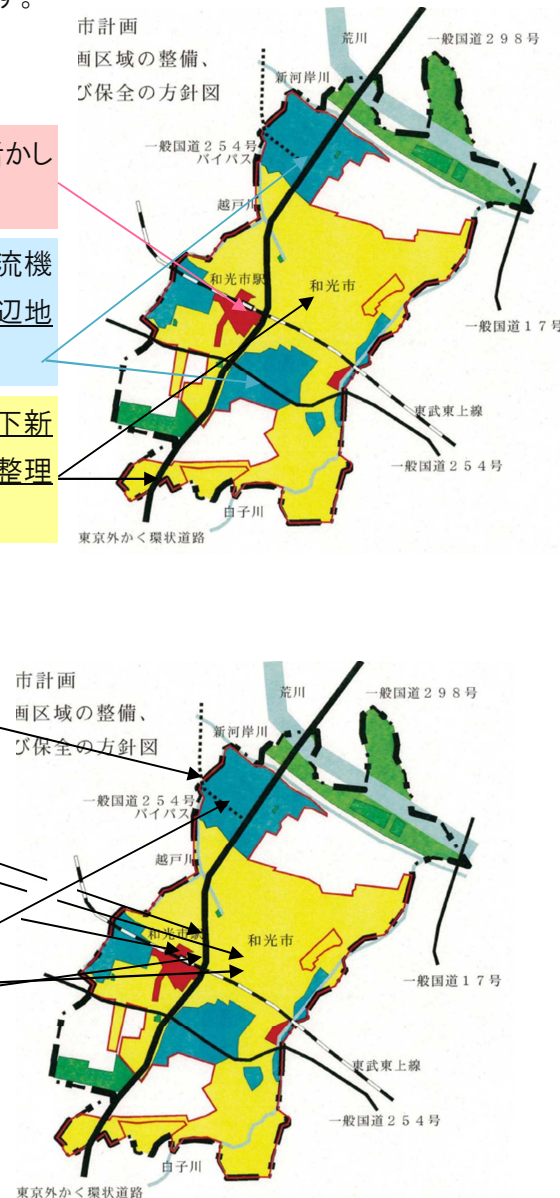
都市計画道路3・4・6号北口駅前線

＜主要な市街地開発事業の決定の方針＞

中央第二谷中土地区画整理事業地区

和光市駅北口土地区画整理事業地区

和光北インター地区土地区画整理事業地区



●第四次和光市総合振興計画

・市民との協働によるまちづくりを進めていくこと、自然環境と都市機能との調和がとれた住環境を形成しているという魅力を受け継ぎ、誰もが安心して住み続けられることができるようなまち、「快適環境都市」を目指すこととしています。

将来都市像【みんなでつくる 快適環境都市 わこう】

4つの基本目標

I 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）

II 自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）

III 健やかに暮らしみんなを支え合うまち（保健・福祉・医療）

IV 安らぎと賑わいある美しいまち（生活・環境・産業）

実現に向けた方針（都市計画マスタープランとの関連箇所）

・駅北口、中央第二谷中、越後山、和光北インター地区及び白子三丁目中央地区での土地区画整理事業を進め、地域の特色を生かした安全・安心で快適なまちの整備を推進すること、景観については、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を形成すること、道路・公園・上下水道については、計画的に整備を推進する、などの方針を掲げています。

I 快適で暮らしやすいまち（都市基盤）の基本施策

基本施策 i 良好な市街地の整備

施策1 中心市街地にふさわしい駅北口周辺の準備（和光市駅北口地区周辺の計画的な市街地形成の推進）

施策2 交通の利便性を生かした産業拠点の整備（和光北インター地域に新たな産業拠点の整備）

施策3 良好な景観形成の推進（まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観形成の推進）

基本施策 ii 快適な住宅地の整備

施策4 良好な居住環境の形成（中央第二谷中、越後山及び白子三丁目中央地区の計画的な土地整備の推進）

施策5 安心して暮らせるまちづくりの推進（協働による安全・安心して暮らせるまちづくりの推進）

基本施策 iii 安全で快適な道路環境の整備

施策6 安全で快適な道路の整備（市民の目線に合わせた道路の整備と歩道の段差解消）

施策7 交通安全対策の推進（交通安全に対する意識を高め、安全に通行できる道路環境の整備）

施策8 都市計画道路の整備（広域的な交通需要に対応できるよう、効率的な道路網を形成）

基本施策 iv 憩いと交流のための公園整備と管理

施策9 計画的な公園の整備と維持管理の充実（憩いや安らぎを感じられるような公園の整備及び管理）

施策10 県営和光樹林公園の有効活用（市民が触れ合い、憩い、安らぎを感じられるような有効活用）

基本施策 v 上・下水道サービスの提供

施策11 安全な水の安定供給（市民がいつでも安心して飲める安全な水の安定供給）

施策12 公共下水道利用の推進（公共下水道認可区域における公共下水道利用の推進）

施策13 雨水対策の推進（安心して暮らせるよう集中豪雨などによる雨水対策の推進）

4 和光市の課題

・和光市の現在の概況、社会情勢の変化と市の状況、上位関連計画、事業評価等を踏まえて、新たな検討課題が以下のように整理されます。

■ 和光市の概況

- ① 生産年齢人口（15～64歳）割合、平均年齢が、県内第1位
- ② 鉄道による交通利便性が高まっている
- ③ 小学校中学校の児童生徒数が増加
- ④ 公園や市民緑地が住宅地に広く分布するが、公園サービス不足地区が市北部にある
- ⑤ 土地区画整理事業の進捗率は、55%
- ⑥ 都市計画道路の長期未着手3路線を廃止
- ⑦ 農家数、製造品出荷額、小売販売額は、減少

■ 社会経済情勢の変化と市の状況／上位関連計画

- ① 財政面での制約による公共投資の環境変化
- ② 少子高齢化の進展（和光市では若年層の流動が著しいことが特徴的）
- ③ 美しい景観づくりへのニーズ拡大
- ④ まちづくりの方向性（集約型都市構造、エコ・コンパクトシティ）
- ⑤ 防災・減災意識の高まり
- ⑥ 埼玉県5か年計画（平成24年6月策定）
- ⑦ 和光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成21年11月策定）
- ⑧ 第四次和光市総合振興計画（平成23年3月策定）一目標年次 平成32年度（2020年度）

■ 和光市都市計画マスタープラン（H13.12）に示される問題・課題
一目標年次 平成32年（2020年度）

- ＜住宅都市としての質の向上・成熟化＞
- ① 住宅都市としてのポテンシャルの維持
 - ・東京都心への近接性を生かした和光市の魅力づくり
 - ② 失われつつある良好な自然環境の保全・活用
 - ・自然の積極的な保全・活用を図ったまちづくり
 - ③ 良好な都市基盤の整備
 - ・密集住宅や住工混在が未解消。
 - ・計画的かつ着実な基盤整備の推進
 - ④ 生活サービス機能の充実
 - ・魅力ある商業環境の形成、活性化の推進
 - ・住宅都市として、一層の生活サービス機能の充実

■ 事業評価（○は事業完了、△は事業中、×は未着手）

- ① 土地利用
 - △土地区画整理事業は、5地区が事業中であり、鉄道北側に未着手区域（105.2ha）がある。
- ② 都市施設整備
 - ×都市計画道路：土地区画整理地区内のみ事業中。土地区画整理地区外は未着手。（鉄道北側に未着手区間が多い）
 - ×身近な道路：道路整備基本計画等に基づき事業中。狭あい道路の整備進捗は、事業完了まで相当時間を要する。
 - 南口駅前線（和光市駅～県道新座和光線）：電線類地中化による景観形成及び有効幅員の確保。
 - △公園・緑地：荒川右岸地域下水道新河岸川水循環センターの上部空間（アーバンアクア）、市民農園監理運営、斜面林等の保全、身近な公園の充実（新規14箇所整備）等。
 - △雨水・污水：計画的な治水対策事業を実施中。和光市まちづくり条例の技術基準、土地区画整理事業の事業計画書に基づいて雨水流出抑制策を展開。
- ③ 都市環境形成
 - △自然環境の保全：和光市緑地保全計画により緑地の保全及び生産緑地地区の追加指定による市街化区域内農地の保全を実施中
 - △環境負荷少ないまちづくり：※「雨水・污水」と同じ
- ④ 都市景観形成
 - △計画策定：景観計画（市全域）、地区計画（駅北口、白子三丁目、越後山等）の策定。
- ⑤ 都市防災
 - ×延焼遮断帯の整備保全：沿道整備や建築物の不燃化等は未着手。
 - △避難場所：公民館や小中学校等を避難所、和光樹林公園を広域避難場所として指定。幅員12m以上の都市計画道路を避難路に指定。

【アンケート調査】

※アンケート調査結果は当日配布
※第2回検討市民委員会で、アンケート結果を踏まえて課題を再整理

■ 新たな検討課題

- ① 住宅都市としてのポテンシャルの維持
 - ・若年層やファミリー層が住み続けたいと思う環境づくり
- ② 失われつつある良好な自然環境の保全・活用
 - ・人口が増加するなか、市民が憩える身近な公園・緑地の確保・維持
- ③ 良好な都市基盤の整備
 - ・鉄道北側における狭あい道路の解消（防災・減災にも対応）
- ④ 生活サービス機能の充実
 - ・和光市駅周辺における土地の有効活用
- ⑤ 公共投資の重点化
 - ・既存施設の有効活用
 - ・事業の選択と集中（重点化）
- ⑥ 美しい街並みの形成
 - ・景観計画の具体的な展開
 - ― 景観重要公共施設の整備、協働による景観づくり等
- ⑦ 市民との協働によるまちづくりの推進
 - ・上記課題を行政・市民が共有し、各々の理解と協力のもと、まちづくりを進めることが必要等